

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年5月31日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GⅠグレード 0件
2. GⅡグレード 0件
3. GⅢグレード 3件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	2号機	タービン建屋消火系接続弁のフランジ部より、微量の水(汚染なし)の滴下を確認した。当該部を点検・修理。	
2	7号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(B)の点検時、帯電防止用ブラシの押さえパネの圧縮代が管理値から外れていることを確認した。当該パネを修理。	
3	7号機	原子炉補機冷却海水系ストレーナ(B)の差圧検出元弁及び均圧弁の点検時、微量のシートパスを確認した。当該弁を修理。	